

極めて高度な合理性

2016年4月6日

川内原発稼働差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告 棄却
その翌日の新聞社説から

読売新聞

川内抗告審棄却

専門的知見を尊重した判断だ

決定は、(中略) **新規制基準について**、「最新の科学的、技術的知見を踏まえている」と評価した。

「耐震安全性の確保という点で **極めて高度な合理性**を有している」との見解も示した。

伊方原発訴訟で、専門的知見に基づく行政の判断を尊重した1992年の最高裁判決に沿った考え方だ。**妥当な結論**である。

産経新聞

川内原発抗告棄却

新規制基準評価の指針に

原発の**新規制基準は**「耐震安全確保の観点から、**極めて高度の合理性**を有する」と認定したもので、

常識的で妥当な判断といえる。高裁が示した判断は今後、**新規制基準を評価する一定の指針**となるう。

川内原発稼働等差止仮処分申立却下決定に対する即時抗告事件 決定要旨から (福岡高裁宮崎支部)

参考資料① p.3 (「本件申立てについての司法審査の在り方(争点1)について」より)

原子炉等規制法は、**最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測**される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求めるものと解される

(中略)

原子炉等規制法の規制の在り方には、我が国の自然災害に対する原子炉施設等の安全性についての社会通念が反映しているといえることができる。

(「地震に起因する本件原子炉施設の事故の可能性と人権侵害又はそのおそれの有無(争点2)について」より)

参考資料① p.7

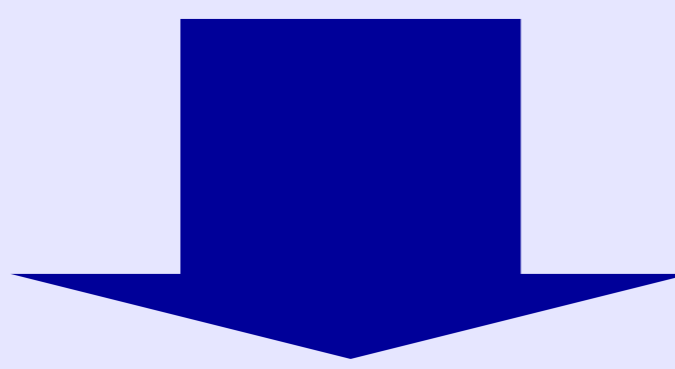
新規制基準における基準地震動の考え方は、(中略) **最新の科学的技術的知見を踏まえて合理的に予測**される規模の自然災害を想定した発電用原子炉施設の安全性の確保を求める原子炉等規制法の趣旨に沿うものであって、**何らの不合理な点はない。**

参考資料① p.12

新規制基準及び地震ガイドの耐震安全性の確保の考え方は、原子炉等規制法の趣旨に照らしても、**不合理ということとはできず**

参考資料① p.14

新規制基準における重大事故対策の基本的な考え方が深層防護の考え方に照らして**不合理であるということとはできない。**



参考資料① p.15

耐震安全性の確保という観点から基準地震動の策定、耐震安全性の確保、重大事故対策等の新規制基準の定めを全体としてとらえた場合には、発電用原子炉の安全性を確保するための**極めて高度の合理性を有する体系**になっているといえることができる。

少しだけ感想を

『極めて高度の合理性』の前提は『最新の科学的技術的知見』ですが、福島原発事故の原因が明確になっていない現時点での『最新の科学的技術的知見』には何の意味もないと思うわけです。

改めて、2016年3月9日の大津地裁による高浜原発再稼働禁止仮処分決定の決定文から引用しましょう。
「福島第一原子力発電所事故の原因究明は、建屋内での調査が進んでおらず、今なお道半ばの状況であり、(中略) その災禍の甚大さに真摯に向き合い、二度と同様の事故発生を防ぐとの見地から安全確保対策を構ずるには、原因究明を徹底的に行うことが不可欠である。」
そしてこの点に意を払わないような電力会社、規制委員会の姿勢に「非常に不安を覚える」。(参考資料② p.44)

ちなみに他紙の社説ですが、日経新聞は扱いなし。他、タイトルだけ引用すると
毎日「川内原発仮処分 疑問が残る高裁の判断」
朝日「川内原発 司法は不安に応えたか」
東京「川内原発抗告審 福島への教えはどこへ」

参考資料
①脱原発弁護団HP 「速報：不当決定(福岡高裁宮崎支部 川内原発仮処分即時抗告審)」
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/16-04-06/>

②脱原発弁護団HP 「速報：大津地裁、高浜原発3・4号機差止仮処分認める！」
<http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/16-03-09/>